

養育費を確実に 受け取りたい方へ

## ひとり親家庭等の養育費確保を支援します

ひとり親家庭等の子どもの養育費の取決めや確保を支援するために要する費用の一部を補助する制度です。

① 民間ADRの活用 <補助上限額:5万円>

民間ADR <sup>※1</sup>により養育費の取決めに向けた協議を行う場合、第1回調停までの費用を補助

② 公正証書等の作成 <補助上限額:2万4千円>

養育費の取決めに係る公正証書作成費用や家庭裁判所の調停申立費用等を補助

③ 養育費保証の利用 <補助上限額:5万円>

保証会社との養育費保証契約<sup>※2</sup>を締結する際に必要となる費用を補助

④ 強制執行申立て<sup>\*3</sup><補助上限額:15万円>

未払い養育費の回収のため、強制執行申立てを行う際に必要となる費用を補助

ひとり親家庭又は現に20歳未満の児童を扶養している親であって離婚を予定している 方で、次の各号すべてに該当する方

- (1) 札幌市内に居住していること
- (2) 養育費の対象となる児童を現に扶養していること(離婚を予定している親の場合は、 離婚後も引き続き養育費の対象となる児童を扶養する予定であること)
- (3) 同一の児童につき、札幌市以外の自治体も含めて同一の補助を受けていないこと <強制執行申立てのみ>
- (4) 扶養している児童にかかる養育費の不払いの債権があること
- (5) 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること

- ※2 養育費の不払いが発生した場合に保証会社が養育費の立替え払いを行い、支払者に督促を行うもの。
- ※3「養育費調停等にかかる弁護士委託費用」や、強制執行申立てに係る弁護士費用のうち、着手金以外の相談費用など、一部補助の対象外となる費用があります。

補助対象

対

者

<sup>※1</sup> ADRとは、裁判ではなく、法務省の認証を受けたADR事業者が双方の言い分を聞きながら、専門家としての知見を活かし、話し合いによって合意を図る手続きです。 ADR事業者は、法務省のホームページ「かいけつサポート」でご確認ください。

## 申請手続き

申請書ほか必要書類を揃え、期限内に<u>お住まいの区の保健センター(健康・子ども課)</u>にご提出ください。 ※申請書・同意書は、「さっぽろ子育で情報サイト」からダウンロード、または区の健康・子ども課でお受取りいただけます。

各補助対	対象の申	請期限

① 民間ADRの活用 ー回目の調停が終了した日から<u>1年以内</u>

②公正証書等の作成 債務名義に関する書類が作成された日から1年以内

③ 養育費保証契約の利用 保証契約を締結した日から1年以内

裁判所において強制執行申立手続きをした日から<u>1年以内</u>
④ 強制執行申立て 法テラスを利用した場合で、支払いの猶予を受けていた場合は立替金を完済した日から**1年以内** 

## 申請時に必要な書類

(1) 交付申請書

(2) 児童扶養手当証書 児童扶養手当証書をお持ちでない方は、申請者及び対象となる児童の戸籍謄本、世帯全員の住民票 (戸籍・住民票は、発行から3か月以内のものに限る。)

- (3) 同意書(児童扶養手当受給関係情報、住民登録地情報の調査に係るもの)
- (4)対象となる経費の金額がわかる領収書等※4
- (5)以下の補助対象ごとに必要な書類 (このほか、必要に応じて追加の資料が必要となる場合があります。)

① 民間ADRの活用 ーロ目の調停が実施されたことが、弁護士会もしくは認証ADR 事業者により証された書類

② 公正証書等の作成 養育費の取り決めを交わした文書(公正証書・調定調書等)

③ 養育費保証契約の利用 養育費保証会社と締結した契約の契約書

〈共通〉

裁判所において強制執行申立手続きをしたことがわかる書類養育費の取決めを交わした文書(公正証書、調停調書等)

〈弁護士に依頼した場合〉

着手金の領収書(費用の内訳が記載されたもの)

領収書に内訳の記載がない場合は、弁護士と締結した契約書

〈法テラス利用の場合〉

南区 011-522-5780

強制執行申立てにかかる援助開始決定書

完済通知

※4 領収書等は、原本を確認した上で写しを取らせていただきますので、申請の際は原本をお持ちください。

※5 申立書(本人控)に裁判所の受領印が押されたもの又は、申立内容と申立日が確認できる事件係属証明書(裁判所にて有料で発行)を提出してください。取得の方法については、申立を行う裁判所にお問い合わせください。

## 問い合わせ先 | 各区 健康・子ども課 子ども家庭福祉(担当)係

中央区 011-205-3354 北 区 011-757-2563 白石区 011-861-0336 厚別区 011-895-2499 東区 011-711-3214 豊平区 011-822-2473

西区 011-621-4242

清田区 011-889-2051 手稲区 011-688-8597

④ 強制執行申立て

さっぽろ市 02-G02-24-2711 R6-2-1738 2025年2月作成